

企画競争実施の提案募集要項

令和6年5月14日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり、企画提案を募集します。

1. 業務概要

(1) 委託事業名

令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業

インバウンド地方誘客に向けた四国旅行商品造成促進事業委託業務

(2) 業務内容

別紙「令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業インバウンド地方誘客に向けた四国旅行商品造成促進事業委託業務」仕様書のとおり

(3) 履行期限

契約締結日から令和7年3月7日（金）

(4) 予算額

12,354,155円以下（消費税及び地方消費税相当額を含む）

2. 企画競争参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 地方自治法第244条の2第1項の規定により四国の4県又は他の地方公共団体から指定の取消しを受け、又は当該処分の日から起算して2年を経過しない者

ウ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

エ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16

年法律第 75 号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。

ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされていない者とみなす。

- カ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から 2 年を経過しない者
- キ 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ク 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - (ア) 成年被後見人又は被保佐人
 - (イ) 破産者で復権を得ない者
 - (ウ) 禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者
 - (エ) 暴力団の構成員等
- ケ 選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 応募に係る質問

委託業務の応募に係る質問は、5（1）に記載のメールアドレスあてにメールで行うものとし、質問受付期限は令和 6 年 5 月 21 日（水）17 時までとする。

質問に対する回答は、当機構のホームページで公開するものとする。

4. 参加申込書（様式第 1 号）、会社等の概要（様式第 2 号）及び業務実績書（様式第 3 号）の提出

（1）提出方法

持参、郵送又は電子メール

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明とすること。

※電子メールの場合は、電話により着信を確認すること。

（2）提出期限

令和 6 年 5 月 28 日（火）17 時 00 分（必着）

（3）提出先及び担当

5. (1) のとおり

(4) 複数の事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

- ① 幹事社を決め、「参加申込書（様式第1号）」は幹事社が提出すること。
- ② 全ての共同提案者について、「会社等の概要（様式第2号）」及び「業務実績書（様式第3号）」に記入して提出すること。

5. 企画提案に係る手続き等

(1) 提出先及び担当

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟3階
一般社団法人四国ツーリズム創造機構 鎌田、松本（晃）、大上
電話番号 087-813-0433
メールアドレス kamada@shikoku-tourism.com
matsumoto_k@shikoku-tourism.com
ooue@shikoku-tourism.com

(2) 書類の作成及び提出方法

①提出書類

様式第4号、企画提案書〔任意様式〕（以下、「提案書」という。）

②提案書の規格及びページ数

A4版両面20頁以内とする。

③提案書作成にあたっての留意点

当該業務の実施体制並びに経費の見積り及び内訳も明瞭に記載すること。

④提案書の提出期限

令和6年6月4日（火）17時00分

⑤提出方法

上記（1）に5部、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明で期限内必着）。あわせて電子ファイルで（1）のメールアドレスに送付。

(3) 企画提案募集に係る説明会

開催しない。

(4) 企画提案を選定するための評価基準

別紙「提案書の審査基準」のとおり

6. 審査委員会の設置

別途定める『「令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業インバウン

ド地方誘客に向けた四国旅行商品造成促進事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会設置要領』に基づき、審査委員会を設置する。

7. 契約の相手方の決定方法

提出された提案書の内容を審査する審査委員会（オンライン形式）を6月12日（水）に開催する。

審査委員会では、別紙「提案書の審査基準」の審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定する。

8. 審査結果

審査結果は、令和6年6月中旬までに、全ての応募者に通知する。

9. 支払条件

支払条件：事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込むものとする。

10. 日程（予定）

- | | |
|---|--------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和6年5月14日（火） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切 | 令和6年5月21日（火） |
| (3) 参加申込書（様式第1号）、会社等の概要（様式第2号）及び業務実績書（様式第3号）の提出 | 令和6年5月28日（火） |
| (4) 企画提案書の提出〆切 | 令和6年6月4日（火） |
| (5) 審査委員会（※プレゼンテーション） | 令和6年6月12日（水） |
| ※プレゼンテーションはリモートでのオンライン形式を予定 | |
| (6) 企画提案書の審査結果の通知 | 令和6年6月中旬 |

11. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがある。

- (1) 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (2) 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場

- (3) 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- (4) 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

1.2. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (3) 提出期限までに5に到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (4) 委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。
選定後には、交渉者と当機構は企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体的の履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったときには、契約の手続きに進む。
7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、あらためて当機構と交渉を行うことになる。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を選定した応募者及び提案書を選定しなかった応募者に対して、その旨を書面またはメールで通知する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、必要に応じて複写する。（審査使用に限る）
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (11) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

提案書の審査基準

提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を、契約の相手方として選定する。

1. 評価項目と評価基準

(1) 企画提案コンセプトの妥当性（30点）

企画提案書のコンセプトは明確かつ妥当か。

(2) 具体的な事業内容の妥当性（100点）

・旅行会社等は対象市場ごとの重要性に合わせた招請数の配分となっているか。

・対象市場において、対象属性に対して影響力のある旅行会社等を招請予定か。

・FAM ツアーは定番・最新を織り交ぜ、サステナブルなコンテンツを含め、四国の魅力が伝わるコース設計となっているか。

・FAM ツアー及び商談会後、商品造成に至るまでのフォローアップが十分に行われるか。

・事後アンケート結果の分析結果を、今後の事業方針策定に活用できる設計になっているか。

(3) 目標値の妥当性（20点）

招請人数や商品造成件数など、設定した目標値は妥当なものか。

(4) 業務遂行能力（40点）

・業務遂行に十分な実施体制をとっているか。また、無理のないスケジュールとなっているか。

・アウトプット達成のために必要な手段を講じているか。

・アウトカムの達成可能性が十分に示されているか。特に、東アジア・東南アジアと欧米豪の成果指標について、十分な根拠が示されているか。

・十分な実績を有し、円滑な業務遂行が見込まれるか。

(5) 見積経費（10点）

業務執行に妥当な金額であるか。

2. 選定方法

(1) 別途定める『「令和6年度訪日外国人旅行者周遊促進事業費補助金事業インバウンド地方誘客に向けた四国旅行商品造成促進事業委託業務」公募型プロポーザル審査委員会』において、企画提案書ごとに各評価項目について1点から5点までの

点数を記入し、各項目に設定した係数を掛け合わせ合計点数を算出する。

- (2) 審査員全員の評価点数の合計が最も高い順に提案契約の相手方となる候補者と次点者を選定する。ただし、加点後の合計点を審査員の数で除した平均点数が 120 点（200 点の 60 %）に満たない場合は採用しない。
- (3) 評価合計が最も高い提出者が複数ある場合は、審査員の協議により候補者と次点者を選定する。

以上